

東京国際空港の制限表面の見直しについて

平成17年2月
国土交通省航空局

1. 背景

「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）」において、平成16年度以降、東京国際空港その他都心部に近い4空港を対象として、専門的・技術的観点から現行の制限表面の合理性の検証を行い、制限表面の見直しを検討すると決定された。

2. 見直しの趣旨及び概要

(1) 現行の飛行ルート（再拡張後の飛行ルートを含む。以下同じ。）について、航空機運航に関する最新の国際基準に基づき、制限表面の見直しを次のように実施する。

(イ) 外側水平表面

外側水平表面は、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な区域を確保している。現行の飛行ルートについて、航空機運航に関する最新の国際基準に基づき検証を行ったところ、航空機の安全な離着陸を行うまでの経路に必ずしも必要でない区域があるので、海上となる区域は告示範囲から除外しない等の地形的な要素を考慮し、外側水平表面の告示範囲を別図のとおり変更する。

(ロ) 円錐表面

円錐表面は、延長進入表面に代わるものとして、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な区域を確保している。現行の飛行ルートについて、航空機運航に関する最新の国際基準に基づき検証を行ったところ、現在の円錐表面はいずれも航空機の旋回飛行での離着陸の安全を確保するために技術的観点から必要な区域であり、円錐表面の告示範囲は現行どおりとする。

(2) また、現在、国際民間航空機関において、航空機運航に関する国際基準の見直しが検討されており、概ね2年後に当該基準が改定される予定である。当該基準の改定後に改めて見直しを実施する。

(3) なお、現在においても、地形又は既存物件との関係から航空機の安全を特に害しない物件であれば、飛行場の設置者の承認を受けた上で制限表面に突出した物件を設置することが航空法上認められているが、今後も当該制度を維持する。

3. 今後の予定

今回の制限表面の縮小については、パブリックコメント、航空法に基づく公聴会の手続の終了後、告示の改正を実施する予定である。